

特定非営利活動法人 日本核シェルター協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、特定非営利活動法人 日本核シェルター協会（以下本会）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、茨城県つくば市竹園二丁目13番地30号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、国内における一定の基準を満たした核シェルターの普及率を高めることを最大の目的とし、核シェルターの啓発活動と核シェルター建設における基準を啓蒙するとともに、国民の放射能に対する知識を高め、また国民における防衛意識を高める活動を行うこととする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員や一般市民に対して放射能や核シェルターについての研修会を開催し、認知や知識を高める活動。
- (2) 国内の環境の保全を図る活動、活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。
- (3) 会員の建築する核シェルターについて、協会が定めた規格に適合しているものに対し認証を行う活動。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。正会員は、法人会員と個人会員から構成される。

- (1) 正会員はこの法人の目的に賛同して入会した個人及び法人とする。
- (2) 賛助会員はこの法人の目的に賛同して経済的援助を目的として入会した個人及び法人とする。
- (3) 特別会員はこの法人の目的に賛同して、理事が推薦した、放射能、災害、防衛問題、東アジア情勢、公共政策、核シェルター建設の各分野で深い知識を有する専門家に限り、理事会の承認をもって入会を承認する。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

ただし、第28条に定める反社会的勢力等に該当する個人及び団体の入会は認めない。

- 2、 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書、誓約書、及び別途定める書類を添付して事務局に申し込むものとし、理事会において審査を行う。
- 3、 理事会は、前項のものを入会を認めないときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第7条 会員は本会に対して別途規定する会費として納めなければならない。

会員が納めた会費については、返還しない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。

- 2、 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 法人が倒産、または解散したとき。
 - (2) 個人が死亡したとき。

(除名)

第9条 本会会員が次の各号に該当することになった場合は、理事会の議決を経て登録を抹消することができる。

- (1) 会員との連絡が6か月以上取れなくなったとき。
- (2) 会費を6か月以上納入しないとき。
- (3) 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生したとき。
- (4) 本会の名誉を傷つけ、又は品位を害する行為があったとき。
- (5) 本会の秩序を乱したとき。
- (6) 理事会、及び事務局が決定した方針に違反したとき。
- (7) 故意又は重大な過失によって、本会に損害を与えたとき。
- (8) 本会則その他本会の定める諸規則に違反したとき。
- (9) 法令に違反したとき。

(10)第8条第2項に該当するとき。

(11)第28条に定める反社会的勢力等に該当することが判明したとき。

第4章 役員等

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1)理事

(2)監事

- 2、理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。
- 3、第1項に定める役員は、理事及び監事は、総会において選任する。
- 4、理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 5、役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

役員職務は次の通りとする。

- ・理事は理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- ・監事は理事の業務執行の状況、この法人の財産の状況を監査する。

第11条 (1)理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(2)副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠席のときはその職務を代行する。

第12条 本会には、専門的知識を有するアドバイザリーボードを置くことができる。アドバイザリーボードの人選は理事会にて行う。

第5章 会議

(会議)

第13条 総会は定例総会と臨時総会とし、定例総会は毎年4月から6月の3か月以内に開催し臨時総会は必要に応じ開催する。理事会は適時必要なときに開催する。

第14条 総会は正会員をもって構成する。

(会議の開催)

第15条 会議は会議出席者をもって開催することができる。

(議決の定数)

第16条 会議の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。

(総会の議決事項)

第17条 総会は次の事項を議決する。

- (1)事業計画の承認
- (2)予算及び決算の承認
- (3)会則の制定及び改廃
- (4)その他理事長が付議した事項

(理事会)

第18条 理事会は理事をもって構成する。

理事会は総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。

(事務局)

第19条 本会の通常の会務を執行するために事務局を置く。

- 2、本会の事務局は、茨城県つくば市竹園二丁目13番地30号に置く。
- 3、事務局は事務局長、及び事務嘱託若干名で構成する。
- 4、事務局幹事及び事務嘱託は理事長が委嘱する。

第7章 会計

(会計)

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(剰余金の処分)

第21条 毎年度末において剰余金が生じたときは、その全部もしくは一部を翌年度に繰越すかまたは積立てるものとする。

第8章 会則の変更

(会則の変更)

第22条 本会の会則は総会の出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

(解散)

第23条 本会の解散は会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9章 施設の利用制限・禁止、解約

第24条 会員は、本会の施設の利用にあたり、本会則その他本会の定める諸規則を遵守し、本会の事務局員の指示に従うものとする。

第25条 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して本会の施設の利用を制限または禁止することができる。

ただし、会員は本会から本会の施設の利用を制限または禁止された場合であっても、一旦支払われた第7条に定める会費は、法令の定めまたは本会が認める理由がある場合を除き返還しない。

(1)本会則その他本会の定める諸規則に違反したとき。

(2)法令に違反したとき。

第26条 本会は、施設毎に定期休業日を設定することができる。

第27条 本会は、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断するときは、本会の施設の全部または一部を臨時休業又は閉鎖することができる。

(1)天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。

(2)施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。

(3)判決の言渡し、法令の制定改廃または行政庁による処分（不利益処分を含む。）、

(4)行政指導もしくは命令等があったとき。

(5)社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。

(6)その他、本会が営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。

2、前二項の場合、法令の定めまたは本会が認める場合を除き、会員が負担する諸費用の支払義務が軽減、または免除されることはない。

第10章 反社会的勢力の排除

（反社会的勢力の排除）

第28条 以下の各号に該当する場合は本協会への入会を認めない。

又、会員が以下の各号に該当することが判明した場合は、何らの催告又は通知等を要せず、除名することができる。

- (1)自ら又は自らの役員若しくは実質的に経営権を有する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）
- (2)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有していること。
- (3)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有していること。
- (4)反社会的勢力を利用してしていると認められる関係を有していること。
- (5)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有していること。
- (6)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

第11章 その他

この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第12章 附則

この会則は令和4年12月1日から施行する。